

令和5年度第4回苫小牧市子ども・子育て審議会 ヤングケアラー支援条例検討部会 会議録

開催日時 令和5年11月15日(水) 午後6時から午後7時30分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

出席者 出席者名簿

傍聴人 3名

苫小牧民報社(1名)、日本放送協会室蘭放送局苫小牧支局(2名)

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただ今から「令和5年度第4回苫小牧市子ども・子育て審議会・ヤングケアラー支援条例検討部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども相談課の牧野と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして桜田健康こども部長から挨拶があります。

2 部長挨拶

(健康こども部長)

委員の皆様こんばんは。健康こども部長の桜田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、また、お仕事終了後のお疲れのところ第4回ヤングケアラー支援条例検討部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本検討部会は5月24日の第1回開催から本日で4回目となりますが、本日が条例制定を目的としました本部会の最終の会議となります。まずは、岡田部会長におかれましては、条例の定義付けを始めとして支援体制や周知啓発など検討しなければならない事項が多かったにも関わらず、これまでの会議を円滑に進行いただきまして誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、ご活躍の分野の視点から様々なご意見をいただくとともに励ましのお言葉などもいただき、事務局としても大変心強く思いながら作業を進めることができました。心より感謝を申し上げます。

ヤングケアラーにつきましては、家族で支え合うことは非常に価値のあることではありますが、時には子どもが重い負担を担うことで、子どもの権利に悪影響を及ぼすことがございます。そのような場合には、ヤングケアラーに「気づく・見守る・ひとりにしない」というキャッチフレーズに思いを込めまして、行政はもとより関係機関や市民の皆様が手を差し伸べ見守ることができる地域でありたいと願っているところであります。

本日は、条例最終案をご確認いただくとともに、ガイドラインにつきましても現時点での支援のフローや前回の部会でいただきましたご意見を反映いたしました素案を提案させていただきます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと考えております。本部会は本日の最終会議をもちまして解散となりますけれども、今後は令和6年2月の市議会への条例案の提案に向けまして準備を進めてまいります。これまでの皆様のご協力に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。

「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において部会への準用が規定されており、本日は、委員13人中11人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、ここからは岡田部会長に進行をお願いします。

3 議事

(議長)

それでは、議事を進めてまいります。

皆様、ご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。お陰様をもちまして、皆様からのご意見を多くいただき、本日の最終案まで至りました。どうもありがとうございます。本日の議事の説明と質疑につきましては、遅くとも午後7時45分を予定しております。

また、今日の議事については、その議事録がホームページで公開されることとなりますので、よろしくお願いたします。前回の審議におきまして条例素案について多く皆様からご意見をいただきました。私と事務局との間で皆様のご意見をできるだけ反映させるということで、今回の最終案というところで、皆様にご連絡をしているところであります。後ほど最終案について質疑いただくこととなりますけれども、その説明の際はどうぞよろしくお願いたします。それでは今日の議事に移ることにいたします。

議事(1)の苫小牧市ヤングケアラー支援条例最終案について、事務局から説明をお願いします。

(1) 苫小牧市ヤングケアラー支援条例最終案について

(こども相談課主査)

はい。それでは、苫小牧市ヤングケアラー支援条例最終案の説明をいたします。前回の部会においていただいた委員の皆様からのご意見を基に作成した最終案を提示いたしますので、委員の皆様にご確認いただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料1をご用意願います。

資料につきましては、左側に最終案、右側に前回の部会において提示した素案の条文を記載した新旧対照表となります。下線を引いてある部分につきましては、前回の部会でいただいたご意見を踏まえて精査をいたしました結果、素案に変更、追加又は削除した部分となっておりますので、順次説明をさせていただきます。

資料の1ページの第1条をご覧ください。「児童」と「子ども」という表記が混在しているとのことをご意見を前回の部会でいただき、「児童」という表記で統一するように変更いたしました。

判断の根拠としましては、児童福祉法における「児童」及び条例最終案における「ヤングケアラー」は共に18歳未満の者と定義されており、さらに外務省の児童の権利に関する条約の解説においても「児童」とは「18歳未満の全ての者」と記載されていることから「児童」に統一することが適切であると判断いたしました。

なお、そのほかの該当部分は、2ページの第3条第2項及び第5条第1項となります。

次に、資料2ページの第3条第3項をご覧ください。「多職種」という文言につきまして、第2条で定義している「関係機関及び学校」とした方が良いのではないかとのご意見をいただき、そのように変更しております。そのほかの該当部分は、資料2ページの第4条第2項となります。

なお、多職種という文言は条例最終案では使用いたしません。多職種連携の重要性について条例の逐条解説やガイドラインにおいて丁寧に説明することで、支援者等への理解を促進し、有効な支援につながるよう図ってまいります。

次に、資料5ページの第10条第2項をご覧ください。ヤングケアラーであることを「秘匿しよ

うとする」という表現が、ヤングケアラーがマイナスの印象、否定的なイメージになるのではないかというご意見をいただき、表現を変更しております。具体的には、修正前は「自覚がない」と「秘匿しようとする」を並列させて表面化しづらいことの原因を表しておりましたが、修正後は「秘匿しようとする」を削除し、「自覚がない場合等」という形に変更いたしました。

なお、ヤングケアラーが家庭内のデリケートな問題を他人に話したくない等により表面化しづらいことにつきましては、逐条解説やガイドラインに記載することで、支援者等への理解促進を図ってまいります。

次に、条文中に「ヤングケアラー」として本人を指す部分と、「ヤングケアラー等」として家族を含めた部分がございますが、市役所庁内担当者協議において出た意見を基に事務局と法務担当とで精査をいたしました結果、調整をさせていただいております。該当部分は、資料1ページの第2条第4号、2ページの第3条第2号及び第3号、3ページの第7条第4号、5ページの第10条第2号となっております。

最後に、障害の「害」の文字をひらがな表記とした方が良いとのご意見をいただいておりますが、最終案においても漢字表記とさせていただいております。

理由といたしましては、ご意見のとおり今般ではひらがな表記が広く普及しているものの、国の法令等においては漢字表記とされており、本市の条例においても国の考え方をベースにしていることに鑑みまして漢字表記とする判断をしたものです。一方で、いただいたご意見を踏まえ、ガイドラインを含めて可能な限りひらがな表記を用いてまいりますのでご理解をお願いいたします。

苫小牧市ヤングケアラー支援条例最終案についての説明は以上となります。

(議長)

ただ今、苫小牧市ヤングケアラー支援条例最終案について事務局から説明がありました。これについて委員の皆さんから何かご意見ご質問などありますでしょうか。

====質問・意見なし====

(議長)

事前に皆様にはご連絡しているところですが、特にご意見がないということであれば、この内容で支援条例の最終案とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして議事(2)のパブリックコメントの結果について、事務局から説明をお願いします。

(2)パブリックコメントの結果について

(こども相談課主査)

はい。パブリックコメントの結果について説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

パブリックコメントは、10月2日から同月31日までの30日間実施いたしました。ホームページのほか、市内公共施設において条例素案を配布いたしまして市民からの意見を公募いたしました。

意見提出状況につきましては、3人の方から7件の意見を提出いただいております。意見の反映区分につきましては、資料裏面に記載をしておりますAからEの5区分に分類されます。結果の概略といたしましては、A区分の「意見を受けての案の修正」及びD区分の「案に取り入れなかったもの」はございませんでした。B区分の「案と意見との趣旨が同様と考えられるもの」は3件、C区分の「修正はしていないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」は3件、E区分の「案の内容についての質問等」は1件、合計7件という結果となりました。

意見の概略は、周知啓発では、ヤングケアラーという言葉を使いやすく伝えること、対象を幅広く行うこと、一般市民にも分かりやすく行うことに関する内容となっております。

次に関係機関の連携等では、早急に把握し具体的な支援につなげること、個人情報の取扱い、学校等での把握に関する内容となっております。

パブリックコメントの結果についての報告は以上となります。

(議長)

ただ今事務局よりパブリックコメントについての詳細について説明がありましたが、これについて何か委員の皆さんからご質問ご意見はありますでしょうか。

====質問・意見なし====

(議長)

これまでの審議会の中でも、委員の皆さんから色々出た意見の中でも議論された中でも、今回のパブリックコメントの内容にもなっていると思います。特になければ、このような内容のパブリックコメントということで、それでは次の議題に移りたいと思います。

それでは、これについては事務局から詳しく説明いただくこととなりますが、ヤングケアラー支援ガイドライン案について、事務局から説明をお願いいたします。

(3) 苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン（指針）素案について

(こども相談課主査)

はい。苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン・素案の説明をいたします。ガイドラインにつきましては、条例最終案第9条に基づき支援指針を策定するものでございます。第3回部会において委員の皆様からいただいたご意見を盛り込んだ部分や、事務局で精査した結果、修正した部分について説明をさせていただきます。

なお、本日は素案となっておりますので、いただいたご意見は来年度運用開始予定のガイドラインに可能な限り反映したいと考えておりますので、本日も忌憚のないご意見をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料3及び資料3補足資料をご用意いたします。資料3に基づき説明いたしますが、前回の部会で提示いたしました素案との変更部分を比較した資料3補足資料につきましても併せてご参照ください。

初めに、資料3の10ページをご覧ください。基本的なヤングケアラー支援の流れのフロー図について、色合いや見やすさなどに配慮してレイアウトを変更いたしました。

次に、1番「本人・家族のニーズや客観的な様子等の把握に努める」欄では、矢印の下に「こども相談課に、事実確認票を提出する」を追加し、こども相談課においても状況等の把握に努めることを明記いたしました。また、その下の3つ目のポツでは、項目のチェックが3までの場合でも、「心配がある」時には事実確認票を提出するという説明を加えております。「心配がある」とは、児童福祉法の「要支援児童」を指しておりますので、後ほど「個人情報に関する考え方について」で説明をいたします。

次に13ページをご覧ください。「(1) 支援の必要性の判断」に「要保護レベルの基準」を追加いたしました。庁内関係部署間の実務者協議において意見がでたことによるものです。

次に16ページをご覧ください。下段の「苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ」の図をご覧ください。サービス事業者の地域包括支援センター等から苫小牧市こども相談センターにつながるイメージもあるのではないかとのご意見をいただきましたので、白い矢印を追加しております。左側に注釈として米印を記載しておりますが、児童福祉との連携が必要と判断される場合としております。

なお、連携の判断としましては、先ほどの13ページを参考としていただきたいと思いますと考えております。また、後ほど各分野別のフロー図でも説明をいたします。

次に17ページをご覧ください。「(3) 分野別の支援体制」をご覧ください。

表の4番児童支援につきましては一部空欄があり、どのような機関が想定されるのかというご質問をいただいておりますので、4番の児童支援については前ページ、16ページの(1)の子どもに関わる分野の地域関係者との整合をとる形に見直しを行いました。その結果、17ページの表、4番児童支援の緑色の身近な関係機関は、(2)として民生委員・児童委員、こども食堂等を加えております。

青色の支援の主な担い手につきましては、(1)として、私ども、こども相談課が事務局を担う要保護児童対策地域協議会、通称「要対協」を記載いたしました。要対協では、子どもに関連する36の機関で構成されておりますので、必要に応じて様々な分野からの関りが期待できると考えております。

次に18ページをご覧ください。

前回の部会において、「個人情報の取扱いについてガイドラインに掲載されていると、関係機関での協議の際にやりやすくなる」とのご意見をいただき、「4 情報共有に関する考え方」を新たに項目建ていたしました。

(1)では個人情報の取扱いについて説明しております。要保護児童対策地域協議会で支援対象としてヤングケアラーを取り扱う場合の本人同意は必ずしも必要ありませんが、対象は要保護児童と要支援児童に限定されます。

次に要対協以外に福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において守秘義務規定が設けられている場合には、その会議体において情報共有することが考えられます。

また、ヤングケアラーが何らかの支援事業に参加する場合には、その際に支援が必要な場合に関係機関に共有することについて同意を得る方法もあります。

それ以外には、本人や家族の同意を得ることが求められます。

19ページをご覧ください。

(2)では、情報共有における留意点として、支援者が本人や家族から同意を得る際の工夫などを記載しておりますが、要支援児童と思われる場合には、同意がなくても情報共有が可能となることについて記載しております。

児童福祉法による情報提供では、個人情報取扱いの例外があることを説明しております。児童福祉法においては、支援を要する児童、先ほど説明いたしました要支援児童を関係機関が把握をしたときは市区町村への情報提供に努めることとされております。

個人情報保護法では個人情報の取扱いに制限が規定されていますが、法令、ここでは児童福祉法に基づく場合には適用されないと規定されています。したがって、関係機関が「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意がなく情報提供をしても個人情報保護法違反にならないことについて記載しております。

(3)では、本人や家族の意思を確認する際のポイントとして、寄り添い、見守るまなざしや、本人や家族の想いやプライドを尊重することの重要性についても掲載いたしました。

最後に、分野別のフロー図について説明いたします。20ページから23ページに渡り各分野のフローを掲載しておりますが、この部分につきましては「事務局たたき台」となっております。今後につきましては関係部局と調整を進める中で変更になる場合がありますのでご了承願います。

それでは20ページ、こちらは当日差替えをお手元にご用意ください。(1)学校関係者のフローについてご説明いたします。項目とページ番号を点線で囲った枠が随所にございますが、それぞれの局面で参考になるページを記載しております。

①で学校において本人から相談があった場合や教職員等がヤングケアラーかもしれないと気付いたときには、本人のニーズや客観的な様子を確認した上で②校内で組織的に共有し対応を検討します。また、併せて②こども相談課に事実確認票を提出します。

検討の結果、当面は校内で対応可能と判断した場合には見守りを継続します。一方で連携の必要性があると判断した場合には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやヤングケアラーコーデ

イネーターにつなぐ場合のほか、適切な関係機関につなげていきます。

既に連携している部署がある場合は市調整部署や市他課につなぎ、そこからは関係機関との連携やサービスの調整等のほか必要に応じて情報共有が行われ、見守りや支援を実施します。なお、見守りや支援については、23ページに記載している学校のほか、ヤングケアラーやその家族と関わりのある身近な関係機関やその他関係機関などにより行われることを想定しております。

一方で連携している部署がない場合には、こども相談センターにつなぎます。こども相談課で学校からの状況確認などによりアセスメントを行い支援や見守りを関係機関と実施します。また、必要に応じて要対協のケース会議等を開催する際には、こども相談課が要対協の事務局を担当しておりますことから、スムーズな調整を行うことが可能となります。ケース会議等を開催した場合には、市調整部署、市他課及び関係機関と課題を共有して役割分担や支援方針を検討し、支援又は見守りを実施するとともに相互に連携、情報共有などを行っていくフローとしております。

次に21ページをご覧ください。(2) 保健・福祉・医療関係者のフローについて説明いたします。①で相談支援機関や身近な関係機関が本人や家族から相談されたり、本人の様子からヤングケアラーかもしれないと気付いたりしたときには、身近な関係機関において状況の把握や子どもや家族の意向確認などを行い相談支援機関と連携した上でサービス内容の検討を行います。その際、必要に応じて市調整部署との連携やサービス調整等を行います。次に②こども相談課に事実確認票を提出し、こども相談課でも学校等と連携し、子どもや家庭の状況等の把握に努めます。

同時にもう一方の②で必要に応じて職種による関係者会議等を実施して情報共有を行った上で、更に活用できる又は他施策のサービスが活用できないかなどについて検討を行います。関係機関で対応可能な場合には、ヤングケアラーやその家族と関わりのある身近な関係機関やその他関係機関などによりサービス提供や見守りを実施します。

一方、支援の緊急性が高く児童福祉との連携が必要と判断された場合には、こども相談センターと情報共有を行います。センターにつながった後の動きは先ほど学校関係者のフローで説明したとおりで、最終的には市調整部署や関係機関等の多職種と協働して支援や見守りを行っていくフローとしております。

次に22ページをご覧ください。最後に(3) その他関係機関・市民等のフローについて説明いたします。①で市・その他部署、その他関係機関や市民等が、本人や家族から相談されたり、本人の様子からヤングケアラーかもしれないと気付いたりしたときに、子どもへの影響などが心配された場合には、ケアや家族の状況、子どもへの影響などを可能な範囲で把握した上でこども相談課に連絡をいただきます。こども相談課で事実確認票を記載した上で、アセスメントを行い必要に応じて市のその他部署、その他関係機関、市民等に連携・協力を依頼し、地域での見守りにつなげます。一方、市調整部署や関係機関等との連携やケース会議等が必要と判断した場合には、先ほど説明いたしました(1)及び(2)と同様のフローとなります。

ガイドライン(素案)の説明は以上となります。

(議長)

ただ今事務局からガイドラインについての説明がありました。どうしても条例というのは抽象的な文言になりますから、それを具体的に、条例の主旨を具体化して実施していくという場合、関係機関ないし、市民の皆さんに理解していただくということで、このようにガイドラインということで考えていますけれども、委員の皆さんから何かご質問ご意見などありますでしょうか。

====千寺丸専門委員挙手====

(議長)

はい、千寺丸委員お願いします。

(千寺丸専門委員)

今事務局のたたき台の中で、ケース会議などの開催を検討するというところが、各叩き台の中に組み込まれていると思うのですが、今ですね、重層的支援体制整備事業でも同じような内容でお話をさせていただいている中で、やはりこのケース会議を早期に開催するというところ、今参加している委員でもこの話が出ていますので、ここに関してはどんな小さな事例でもケース会議を検討する、やっていくというところでもう少し大きめに書いていただければなというふうに思いました。

あと、18ページに書いてある個人情報の取扱いについて、このように記載していただいたことに非常に嬉しく思っております。守秘義務があるために、この協議会に入っていれば情報共有できるというところは本当にいち早く子どもの支援体制に入れると感じておりますので、このページを作っていただいたことには非常にありがたいというか、すごく良く見えました。ありがとうございます。

先ほどのケース会議のところを重層的支援と含めて一緒に検討していただければというふうに思っています。以上です。

(議長)

事務局お願いします。

(こども相談課長)

こども相談課長の齋藤でございます。

ご意見等ありがとうございます。ケース会議の関係で、強調したほうが良いだろうということでご意見賜りました。まさに委員のおっしゃるとおりですね、重層的支援体制整備のほうでも今盛んにそういう話が出てきていますので、その場合に高齢者のセクション、それから障害のセクション、それから生活困窮等のセクション、そして子どものセクション、法的にはこの四つが重層的に機能していくというのが重層的支援というふうに私捉えていますけれども、その体制整備も市として同時に進めているので、このヤングケアラーのガイドラインとの整合性といったものも今後、同時に図っていかねばいけないだろうというふうに思っておりますので、その会議自体も今後そういう流れと共に整理していきたいというふうに思っております。それから、個人情報の関係もご意見をいただきましてありがとうございます。以上です。

(議長)

ほかにご質問、ご意見などありますでしょうか。

====大澤専門委員挙手====

(議長)

はい。大澤委員お願いします。

(大澤専門委員)

大澤です。細かい言葉のことで質問なのですが、17ページの(3)の分野別の支援体制の中で、訪問看護のことについて、訪看看護事業所という言葉の使い方をしていて、23ページになると訪問看護事業所ということになっているのですが、この17ページの訪看看護事業所となると訪問看護事業所だけではなくて、ほかの何か看護に関する事業所が合わさったような言葉の使い方をしていくというふうな形になっているのか、いかがでしょうか。

(議長)

事務局からお願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。私どものイメージとしては訪問看護の事業所ということで考えておりますので、そこは23ページの方と合わせた方がよろしいということですよ。はい、そのように修正してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何かご質問などございますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

片山委員をお願いします。

(片山専門委員)

はい。整理していただきありがとうございました。まず18ページのところの真ん中の部分ですね。サービス担当者会議を例に挙げているところですが、先ほどの条例の部分で障害の害について、条例では漢字でというふうにしていて、ガイドラインの方は柔軟にということだったので、ここの障害の害も平仮名にしていればというふうに思ったのが一点とですね。

言葉の整理というところが、僕がうまく理解できてないところもあるのですが、例えば、15ページのコラムのところに入っているヤングケアラーである子どもやその家族の外部の関わり例というところで、気付き得る機関の例というところで学校というふうにならなくて、また17ページのところで、分野別の支援体制の身近な関係機関のところの児童支援、学校教育関係機関というところと、20ページの部分の市教委のところと。要は何が言いたいかというところ、スクールソーシャルワーカーはどこに入るのかというところがちょっと分からなかったもので、教えていただきたいなど。何か以前の会議の中でもスクールソーシャルワーカーさんの活躍というところはほかの委員の方からもご意見が出ましたので、書けるのであれば書いたら良いのかなと思いました。以上です。

(議長)

ただ今の質問について事務局からお願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。まず一つ目ですね。18ページの害の字、先ほどの説明でも可能な限り平仮名を使っていくということにしておりましたので、ここはそのように平仮名のほうで統一していきたいと思います。ありがとうございます。

それからもう一点、スクールソーシャルワーカーの関わりといったところでご意見ご質問をいただきました。20ページの学校のフローのところの左側ですね、縦の枠で市教委ということで括弧しているところですね。市教委の中には学校との連携を図る指導室というセクションがありまして、その中のグループでソーシャルワーカーのセクションというものがありますので、その連携のなかでソーシャルワーカーさんとも連携というものが図れるかなというふうに思っています。

ここは必要に応じてというところにはなるのですが、そういったところで、フローの中でお示ししておりますので、そのような形で考えております。以上です。

(議長)

よろしいでしょうか。

(片山専門委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何か委員の皆さんからご質問、ご意見はありますでしょうか。

====小川専門委員挙手====

(議長)

小川委員、お願いします。

(小川専門委員)

ガイドライン、本当に色々考えて、皆さんの意見も含めて本当にすごく熟考されて考えられたのだなと思って拝見させていただいています。それで16ページのところなのですけれども、苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制のイメージというところで、この図のところなのですけれども、これも前回の時よりも、もう少し工夫されて記載されていらっしゃるの、すごく良いと思うのですが、ヤングケアラーの把握・支援体制のイメージという言葉でもし行くとしたら、ヤングケアラーの方の周辺でというような図のほうが見やすいのではないかと思ったのですよね。意見としてはそういうふう感じたのですが、どうでしょうか。

(議長)

ただ今の質問について事務局からお願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。確かにヤングケアラーを中心に、その周りに何か色々な機関があるようなイメージ図も確かに拝見しております。どういうふうな形にしたら良いのか、そこは今後も考えていきたいというふうに思います。ほかの委員さんも同じようなイメージでご覧になっているのでしょうか、他の自治体のガイドラインも見させていただいたことがあるのですが、そういう形をとっているところもありますので、そこは精査させていただければと思います。今後も研究させていただければと思います。ありがとうございました。

(議長)

ほかに何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

====緒方専門委員挙手====

(議長)

緒方委員、お願いします。

(緒方専門委員)

はい、緒方です。17ページの分野別の支援体制のところだったので、現状私どもの障がい児の福祉サービスの場合、要対協の分野でお話しするところが多いのですね。その場合ですと、児童支援のところに例えば入るのではないかなと思うのです。ただ、障害福祉サービス事業所というところにも括りがありますので、ここはもう少し分かりやすく表記していただくと助かる

かなと思います。あと20ページの学校関係者のフローのところと、21ページの職種による関係者会議等の実施というところで両方ともあるのですけれども、児童福祉との連携関係ですね。ここがどちらにも、例えば学校さんの方のフローの中にももちろん入ってくるでしょうし、障害のところの分野にも入っているでしょうし、ここのところも、もう少し分かりやすく表記していただくと、私どもの事業所のほうも分かりやすいかなというふうに思います。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。まず一点目は17ページの放課後児童デイの事業者さんの場合には、要保護児童対策地域協議会にも構成機関としても入っているし、2の障がい者支援の中の障害福祉サービス事業所にも入ってくるというところで幅広くですね、関わっていただいているということには本当にありがたく思っています。それでこの表記はどのような工夫ができるか、今明確なイメージで伝えられなくて申し訳ないのですが、ご意見として賜りまして今後も考えていきたいというふうに思っています。これ自体は今素案という段階ですので、まだ変更も十分可能ですので、ここは研究させていただけたらというふうに思っております。もう一点ですね。20ページと21ページということで、主には21ページの真ん中右側の②の職種による関係者会議というところをお話いただいたというふうに思っております。それでこの(2)としてですね、保健・福祉・医療関係者のフローというところで、各分野がまたがるような形の括りにしておりますので、その中で色々な会議があるだろうという、こちらで記載しているのは高齢者の方だと、地域ケア会議などあるでしょうし、その他の障害ですとか、困窮のほうでもケース会議というものがあまして、その機関さんが最も関わっている中で、まずはケース会議を行われる場合も想定されるだろうということでもこういう記載もさせていただいているのですけれども、この部分も、今、他のセクションとも調整させていただきながら議論しているところでもありますので、今日のご意見も踏まえて、どのような形が良いのかということで、今後も検討させていただければと思っております。ご意見ありがとうございます。

(議長)

緒方委員よろしいでしょうか。

(緒方専門委員)

はい。

(議長)

ただ今事務局からお話があったように、このガイドラインは最終案というわけではなくて、これから完成に向けて作業を関係機関とも調整しながら、最終的な完成に向けて作業を進めていくというものでありますが、ほかに何か委員の皆さんからご意見ご質問などありますでしょうか。

====加藤専門委員挙手====

(議長)

はい。加藤委員お願いします。

(加藤専門委員)

加藤です。お世話になっております。ガイドラインお疲れ様でございました。多分もう寝ずに毎日作ったのではないかと感じております。言葉尻もズバツと書いてあっても、ちゃんと注釈が書いてあったりだとか、補助的な説明が書いてあったりして、すごく分かりやすいな、丁寧に作ったなというのが僕の感触です。一応意見としてはですね、これ入れてくださいとか、ちょっと

検討してくれたら嬉しいのですけれども、意見というかここはちょっと感想なのですけれども、20ページの学校関係者のフローのところなのですけれども、この前も岩見沢と旭川に行ってきた時先生方と色々お話できたのですけれども、この真ん中あたり、この校内での共有対応検討とところが結構ですね、学校側はしんどいみたいなのですよね。それで、やはり特に、それこそ書いていますけれども、校内での対応が可能なのかとか、福祉との連携の必要性という判断ですね。それこそ支援の必要性の判断はもちろん13ページ参照と書いてあるのですけれども、それを入れたとしても、なかなか学校側はヤングケアラーの理解等々もまだがっちりできていない学校もあるので、そういった中では学校側としては中々判断するのが厳しいなというようなご意見も他の市町村さんで聞かれるので、ここら辺はちょっとサポートじゃないのですけれども、市の方で少し何かご支援をいただけるような形を、学校さんお願いねという形よりは、ちょっと寄り添っていただけたらありがたいというふうに思いました。あとは、もしかしたら色々お考えがもちろんあつてのことかなと思うのですけれども、学校関係者のフローのところ、学校なのでスクールソーシャルワーカーさんとか、黄色で入っているのも分かるのですけれども、コーディネーターさんが入っています。これ一応僕もですね、道の窓口をやらせていただいているのですが、今日もいらっしゃっていますけれど、しずくさんにお世話になっていまして、ちょっと支援で迷った時とか、ちょっとご進言いただいたりしている部分もあるのですけれども、これ、保健・福祉・医療関係者のフローとか、その他の関係のフローとかで、もし中に入っていたら、ここに実は入れているつもりなのですというのであれば全然よいのですけれども、できればちょっと、しずくさんの仕事増やすつもりはないのですけれども、ちょっと関わらせていただいていた感じ、こちらの感覚からすると、やはりコーディネーターさんって、道の配置もしっかりして結構適切なご意見もいただけているので、支援の中にちょっとこの黄色のコーディネーターさんの文字が、いや、このなかに実は入っている体なのだよということであればよいのですけれども、少し組み込んでいただけるとありがたいかなと。しずくさんが嫌だと言えよよいのですけれども、できればご助言をいただけた方が僕はよいかなと思っています。意見でした。

(議長)

ただ今のご意見に対して事務局お願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。まず一点目20ページのフローの中ですね、②の中の校内での共有対応検討といったところが、かなり学校さんとしても負担になっているという実態をお聞きしているということで、今お話がありました。私どももその部分に関しては十分に理解をしているつもりであります。このフロー自体はですね、国の研究ですとか、道の推進計画ですとか、それから北海道の教育関係者向けのガイドラインといったものも出ていまして、そういったものも踏まえながら、一つの形としては、こういう形でフローとして示しているのですけれども、もちろん、まずご相談いただくということも現実的にはあるでしょうし、そこはケース、その状況によってですね、柔軟に対応していきたいというふうには思っておりますが、形としてこういうものはまず、どういうふうにしたら良いという基礎的なものはまずあった方が良いでしょうというふうに考えました。

それから二点目、ヤングケアラーコーディネーターのことで、しずくさんが今この地区では担当しているということになっていまして、コーディネーターさんは関係機関さんと適切な福祉サービス等の機関と結びつけるというか、そういったようなところの期待がされているというか、役割になっているというふうに思っています。それで学校さんの方はやはり先ほど現場の方で大変だということもありますし、先ほど申し上げた教育関係者向けのガイドライン、北海道で作ったやつですが、この中でもかなり、活用については強調されている部分になりますので、そういった部分も含めて、学校さんは特にということで、コーディネーターさんを記載しているし、知っていただくという意味も込めて記載というかですね、入れています。それで(2)のところでもあってもよい

のではないかという話もありました。確かにその通りで、コーディネーターさんの業務ですね、教育だけに限定されてないとは思っていますが、先ほどのように特に学校さん大変だということもありますので、あえてここは、強制的に書かせていただいているといったところがありますので、あとは今後(2)の方もですね、21ページの方もまだ担当部局のほうとも協議を進めていくので、その際にそういう意見も踏まえながら考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(議長)

委員の皆さんからほかにご意見、ご質問何かありますでしょうか。

====田中専門委員挙手====

(議長)

はい。田中委員お願いします。

(田中専門委員)

加藤さんと齋藤課長、お心寄せいただきありがとうございます。ヤングケアラーコーディネーターは実際には学校関係に限ったことではなくて、保健・福祉・医療関係の分野、領域でもヤングケアラーと名のつくものではなくても、呼ばれなくても入っていくというような形で関わらせていただいております。それで、特に学校さんと連携してということが本当に重要で、直接学校さんからご相談いただく場合もありますし、今日私は浦河町に行ってから、要対協に出たからこちらに帰ってきたのですが、例えばその連携機関の中でスクールソーシャルワーカーさんから直接私どもの方にご相談があって、その時はうちの地域資源を使ってヤングケアラーの世帯を支援するというような取り組みをしてきたのです。その際にも、必ず要対協にも情報共有するようにしていて、苫小牧市さんでもこれまで要対協のケースで直接的なご相談をいただいたとか、あとは別の関係機関から苫小牧市民の方に関する相談をいただいて学校が関わった場合には、必ず一回、要対協事務局を通させていただいてチームで関わるというふうな形を作らせていただいていたので、保健・福祉・医療のフローもそうですし、その他の関係機関・市民等のフローの中にも、是非、隅っこでもよいので、入れていただけるとありがたいなと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(こども相談課長)

ありがとうございます。北海道のケアラー、それからヤングケアラー支援の事業の一つのヤングケアラーコーディネーターというところになっていると思いますので、今(2)、(3)のフローですね、全てのフローで関わっていただけるというお言葉をいただけたので、掲載させていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(議長)

ほかになんかご質問、ご意見ありますでしょうか。

====辻川委員挙手====

(議長)

はい。辻川委員、お願いします。

(辻川委員)

20ページのところで、先ほど加藤さんからもご意見あったように、学校その中での対応は結構大変だよという声、私は子どもと関わっている中で、子どもが学校の先生に相談したけれども、家のことはちょっと対応できないよというふうにして断られたということ、同じ子から二回相談したけれども、二回とも同じように断られたというのがあったのですね。

優秀で優しい先生にこそ子どもは頼ろうとして、そういう良い先生のところに重い案件が集中して、もう無理というふうに先生が音を上げてしまうというのが透けて見えるような感じが私はしています。ですので、こうするのが一番、良いアイデアがあるというわけではないのですけれども、例えば関係者ですとか専門職の方達が、トラウマインフォームドケアの観点で子どもに接することができるような知識の向上ですとか、子どもへの言葉の暴力、良かれと思って余計なアドバイスをしてしまって、子どもの信頼とか安心感を奪ってしまうことのないような、子どもに対する暴力防止プログラムですとか、これはちょっと大きなことで理想論だと思うのですが、学校の中にアドボケイトの位置付けとして第三者の機関というか、学校の先生でもない、親でもない第三者的な位置付けの職員というのか、地域の大人なのか、何かそういう役割があると教福連携というのが実現できるのではないかなと理想論ですけど思いました。以上です。

(議長)

ただ今の意見について事務局から何か。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございました。

今、学校さんでもやはりご家庭の状況の部分というのは、なかなか業務も今、報道なんかでも教職員の先生がかなり大変だということもされているということで、私たちもそのように認識しています。先ほどトラウマインフォームドケアのお話もいただきました。子どもの今起きている行動なり、言動の背景にどういったものがあって、それを理解して関わることで、適切に関われるとか、支援者側も心のケアというか、そういったことにもつながるといったようなトラウマインフォームドケア、これは実はつい先日、要保護児童対策地域協議会の研修でも開催させていただいて、学校さんも要対協に入っておりますので、代表の方が聞いていただいて感銘していただけたということもありました。

言葉の暴力、CAP（キャップ）の関係になるのでしょうかね。これも、どこまで要対協でできるか分かりませんが、今後、これもどのようなことができるか考えていきたいというふうに思っております。あと第三者のアドボケイトですね、こちらもかなりこう難しい部分というか、ちょっと今どこまでできるかというのは、私の立場からはちょっと難しいかもしれないのですけれど、こういうことも、今、こども基本法が施行されていますし、重要な視点だと思いますので、私ども児童や家庭に関わる機関として重々気に留めて関わっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(議長)

辻川委員、よろしいでしょうか。

(辻川委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何か、委員の皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

片山委員お願いします。

(片山専門委員)

すみません。何度も申し訳ないです。アドボケイトのことをご存知な方がいて、すごく僕は今嬉しかったのですけれども、社会的養護の部分を中心に来年度から整備がさらに進んでいくということになると思うのですけれども、やはりこの子どもの意見を聞くという時には、特にヤングケアラーの子という部分、社会的養護の子とはまた違うのかもしれないのですけれども、意見が言いづらい状況にあるということは間違いないと思いますし、ずっとお伝えしているところでもあります。それで、支援者の皆さんが子どもの意見をしっかり聞くということの大切さということ、また、子どもの意見って、変わってしまうこともあって、変わってよいのだということも、研修の中でしっかりお伝えしていただけたら。一步踏み込むのであれば、例えばガイドラインのコラムのところ、社会的養護で取り込まれているアドボケイト制度の部分について、アドボカシーグソーくらい、五つのグソーでできているのだというようなところの紹介ぐらい入っていても。今の体制としては、アドボケイトをこのヤングケアラー支援に入れるというのが難しいというのであれば、せめて支援者の知識として子どもの意見を聞くとはどういうことだろうかという補完的なものがあれば、ちょっと嬉しいなと個人的には思いました。

もう一個確認したかったのがフロー図のところ、支援、見守りというところがある意味ゴールにというふうになっていると思うのですけれども、おそらく多くの支援者の皆様、ここからがまたスタートで支援見守りをしていてご苦労が出てきたりだとか、困難が出てきたりだとかというふうになると思うのですよね。もし可能であれば、この支援見守りの下辺りに先ほども委員から出ていましたけれども、ケース会議という部分、随時ケース会議で検討していくというような、このもう二つにかかるようなところで入れてみてはどうかと、可能であれば結構なので思いました。

あと、16ページのこれは軽微なことなのですが、米印で児童福祉との連携が必要と判断される場合ということで、先ほど口頭で13ページのことですというふうにおっしゃられていたので、ここも13ページのことだよと入れていただければ、使う人としては分かりやすいかなと思えました。以上です。

(議長)

ただ今のご意見について事務局からお願いします。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございました。ガイドラインの中でも随所に記載をさせていただいていますが、ヤングケアラーはやはり、自覚がない場合ですとかご家庭の中のデリケートなことがあって、なかなか表に出しづらい、相談しづらいといったことで表面化しづらいということがありますので、そこは先ほどの支援者の理解の一つとして、ご提案のあったアドボケイトのところでしょうか、そこもどのような形でこのガイドラインの方に掲載できるかは今後も考えていきたいと思えます。

それから20ページの例でいきますと、最後に支援、見守りといったところが出てきますけれども、ヤングケアラーとご家族の方々に関わっていく中で、このガイドラインの中でも記載はしていますが、意見を尊重するところがまず前提としてありますので、支援者のほうで、身近な機関さんのほうで、例えばこういうサービスが使えるよといったところで、うまく支援のほうに繋がってくればよいのですけれども、なかなかそうではないことも想定はされますので、そういった場合は見守りというところが、いつでも必要ならばとか、状況の変化に気付くといった意味も含めて見守りというところがあるかと思えますので、その部分はどのような形にできるか考えていきたい

というふうに思っております。

それから16ページの部分で、米印のところは13ページの部分だということで、ここについても分かりやすさに配慮した、ご意見の通りに考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(片山専門委員)

ありがとうございました。

(議長)

ほかに何か委員の皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。

====質問・意見なし====

(議長)

それでは、ただ今いただいたご意見を踏まえまして、今後事務局のほうでガイドライン完成に向けて引き続き作業を進めていただきたいと思います。

続きまして、事務局から何かございますか。

(こども相談課長)

本日は、ガイドラインの素案につきまして様々ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。いただいたご意見は今後のガイドラインの最終版にできる限り反映してまいりたいと考えております。また、現時点では調整中の部分も含まれておりますので、条例施行後に速やかに運用できるように鋭意進めてまいりたいというふうに思っております。

部会につきましては本日が最終回となりますが、ガイドラインの最終版につきましては、完成し次第皆様のほうにも送付をさせていただきます。また、書面にはなりますけれども、そちらにご意見をいただけるような形をもって送らせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(議長)

それでは、最後の議事に移ります。

議事(4)の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(4) 今後のスケジュールについて

(こども相談課主査)

はい。今後のスケジュールについて説明いたします。資料4をお手元にご用意願います。部会は本日をもって最終回となっております。11月21日に開催予定の「子ども・子育て審議会」において条例最終案の報告をいたします。

当部会の専門委員の任期につきましては、苫小牧市子ども・子育て審議会条例第4条第3項により、「調査結果を審議会に報告したときまでとする」と規定されておりますので、11月21日をもって任期終了となります。大変ありがとうございました。

令和6年の2月上旬には、条例案を市議会に提出し、審議いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

(議長)

ただ今、スケジュールについて事務局から説明がありました。

ただ今のスケジュールと会議全体を通して、質問やご意見などがあればご遠慮なく委員の皆さんからお願いしたいと思います。

皆さんからご意見、ご質問はございますか。

====加藤専門委員挙手====

(議長)

加藤委員、お願いします。

(加藤専門委員)

ありがとうございます。もう詰めに入っていると思うのですが、これから期待をさせていただくところも含めてと思ひまして。やはり最初見た時にすこしパブコメが、人数を含めてもうちょっといるとよいかなのというのが正直あったので、市民の皆さんにもう少し。北海道の市で初めての条例なので、せっかくなので、苫小牧モデルということでもどどん発信をですね、ガンガンしていただいて、僕もほかの市町村に行った時に、苫小牧市さん頑張っているよという話は発破かけるように言っていますので、ほかの市町村さんのトップを走っていただきたいなという部分もありますので。今ちょうど11月ケアラー支援月間でございますので、来年度施行した後、道とコラボして、例えば11月に何か苫小牧ならではの何かをやったりですね、色々発信という意味ではもっと、言葉は悪いですが、もっと派手にどどん発信してよいのではないかなど。内容も含めてしっかりしたものだと思うので、自信を持って色々表に出していけたらと思いますので、私も何かできることをさせていただきますので。皆さんに敬意を表して、最後発言させていただきました。ありがとうございます。

(議長)

ほかに何か委員の皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。

====田中専門委員挙手====

(議長)

田中委員、お願いします。

(田中専門委員)

私も、加藤さんと同じようにあちこち飛び回って、ヤングケアラーのことをお伝えしていますが、ちょうど来月白老でヤングケアラーに関する、介護の領域と、あとは民生委員さんだとか、町の職員さん向けにヤングケアラー支援について話し合う場を作りますので、苫小牧市での条例の取り組みは、報道等をおして白老町さんでも大変注目されていて、これに関わっているのですかと、田中さんも入っているのですかというふうに気にしていただいているのですよね。それで、もちろんこれは出ませんが、苫小牧市さんの方でも本当に色々な方々の意見を募って、丁寧に作られていますよというお話をさせていただきました。そうしたら、中身も注目していきたいというようなことをおっしゃっていたので、この地区のファーストペンギンではないですが、本当に第一歩を踏み出すリーダー的な役割として、苫小牧市さんの条例は大切に育てていきたいというふうに感じましたということをお伝えさせていただきたいと思います。

(議長)

ほかに委員の皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。

====池田(健)専門委員挙手====

(議長)

池田委員をお願いします。

(池田(健) 専門委員)

先ほどから今後のスケジュールに関して、発信が非常に大切だということが出ていたのですけれども、特に学校目線で、学校への周知というのも非常に大切というか、重要ではないかというふうに感じているのですよね。そういうことで、私、校長会の人間なので、もしそういうような周知の段階で校長会が協力できることがあればしていきたいと思いますので、いつでも言っていただけたらという、要望というか、感想を持ちました。以上でございます。

(議長)

ほかにご質問、ご意見などありますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

片山委員をお願いします。

(片山専門委員)

本当に、良い条例、良いガイドラインができ上がってきているというところで皆様の本当に大変なところを想像しながら、敬意を表したいと思います。これから条例が動き出して血が通い始めると言いますか、このガイドラインというのはアップデートというものが多分されていくのだろうと思いますので、ぜひ子ども達の声がしっかりと届くようなガイドラインにどンドンどンドン動いていってくれたらよいなというふうに思っております。引き続きよろしく願いいたします。

(議長)

ほかに委員の皆さんから何かご質問、ご意見などありますでしょうか。

====質問・意見なし====

(議長)

それでは、今日の議事はこれで全て終了いたします。5月から4回審議を重ねてまいりました。お陰様で、今日の議事もスムーズに進行いたしましてありがとうございます。

これで本会議終了ということになりますけれども、最後に委員の皆さんから一言ずつ、ご感想、何でもよろしいので、一言ずついただきたいと思います。事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

よろしくをお願いします。

(議長)

それでは委員の方お一人お一人からお話をお伺いしたいと思います。私からご指名を順番にさせていただきます。まず池田委員からよろしく願いいたします。

(池田(健) 専門委員)

どうも色々ありがとうございました。非常にヤングケアラー、デリケートな問題というか、気付くのは当然大切なのですが、気付いた後にどういうふう支援をしていくのかと、非常に難しいと

いうことを改めて感じる機会になりました。学校現場からいうと、条例やガイドラインが子ども達のために血が通うようなものにしていかなければなりませんので、新年度にですね、また気を引き締めながらやっていきたいというふうに思っています。今後ともどうぞよろしくをお願いします。

(議長)

続いて大澤委員をお願いします。

(大澤専門委員)

はい。ありがとうございます。私も色々な方のご意見を伺っていて、訪問看護でも色々な場面とか、ヤングケアラーの方のことだけではないのですけれど目にすることがあって、その中で先ほどもおっしゃっていましたが、非常にデリケートな部分、家族のことではあるのですが、ただ、子どもさんが声を上げた時に、周りの大人がちゃんとキャッチできるような状況にないと、やはり先ほど辻川委員もおっしゃっていましたが、せっかく発信しても、なかなか受け手側がしっかり受ける体制にないと、せっかく発信したことがうまく伝わっていないということがすごくあるなというふうに思ったので、やはりそれに気付く、気付いた時に、どのように私たちが対応していかなければいけないのかというところを非常に考えながら、思っていました。この条例に基づいて、やはり広く色々な方が分かるというか、対応できるような形にしていければよいのかなと思っていました。色々ありがとうございました。

(議長)

続きまして小川委員をお願いします。

(小川専門委員)

どうも色々ありがとうございました。審議会のこの会議のほうに参加ができて、非常に自分自身も良かったなというふうに思っています。最後に条例やガイドラインがこういうふうな形にできたというのも本当に素晴らしいなと思って参加しています。最初に私がこの会議に参加した時、最初加藤さんの講義であったり、北海道の方のお話を聞いた時にも、少しはっとしたとかですね、自分の中でも学びがありました。今後この条例やガイドラインができた後に、先ほども皆さんから意見が出ていましたけれども、これが血が通うものになるためには、やはりたくさんの人に知ってもらったりとか、専門職も含めてたくさんの方が色々現状を知ったりとか、学んだりすることができる機会があることが大切だと思いますし、本当にガイドラインを見直していくということで、ヤングケアラーの方に寄り添うような、これが本当に生きたものになっていくと良いなというふうに思っていました。本当に貴重な機会に参加できて良かったと思います。皆さんありがとうございました。

(議長)

続きまして緒方委員をお願いします。

(緒方専門委員)

本当に皆さんご苦労さまでした。この審議会上にも私も参加させていただいて、現場を通じて障害を持った子ども達が毎日来る中で本当にご家庭に戻る際に垣間見えるものがすごくたくさんあるのですよ。正直言います、障害を持った子どもが家庭の中に一人、二人いるということは、とてもその家庭の中で負担のことだとは思っています。親御さんだけで生活ができるわけではなく、ご兄弟ももちろん協力しあって生活を営むということが本当に大変だなということは身にしみて実感していた次第なのです。ですので、このヤングケアラーという言葉聞いて私自身も障がいを持つ子どもの親だったので、本当に我が子のその姿もやはりヤングケアラーでしたので、そういった

意味では本当にこういったことがきちんと制定されるということで、その中で救われていくお子さんもたくさんいるのではないかなというふうに思いますので、今後、この条例が生きたものになるように、私も本当に心よりお祈り申し上げます。

(議長)

続きまして田中委員をお願いします。

(田中専門委員)

本日はありがとうございます。長い時間にわたって、ヤングケアラー条例の制定にご尽力いただき、ありがとうございます。私はヤングケアラーコーディネーターの立場からこの審議会に参加させていただいておりましたが、本当に皆様がおっしゃるように、作った条例が血の通ったものになるために、このフローに沿っていないじゃないかとか、ガイドラインではこの順番じゃないかとか、そんなことを言う委員の方はいらっしゃらないと思うのですが、ぜひ関係機関の中でもこれに沿ってないから駄目とか沿っているからよいとかではなく、本当に一人一人のお子さん、一軒一軒の世帯を真ん中に置いた支援を一緒にしていきたいなと思っておりますので、どの領域でもどの分野でも構いませんので、先ほど池田先生もおっしゃっていましたが、いつでも呼びいただいて、一緒に考えるという姿勢で関わらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(議長)

続きまして片山委員をお願いします。

(片山専門委員)

はい。僕自身も大変勉強させていただいた機会になりまして、本当に心から感謝いたします。今回の条例でやはり大きいと思うのは、子どもの権利を主体とするということの文言であるとか、児童の権利に関する条約というものを条例の中に入れたということが非常に今後、苫小牧市の条例を基に作っていく自治体の皆様もぜひ参考にさせていただきたいなと思うようなものになっているなと思いました。

それから、地域の中には困っている、まだまだ未発見の子ども達が多くいるのだらうと思うのですよね。専門職といえども一地域住民でもありますし、また地域住民、専門職ではない地域住民の方が気付いた時に誰に相談したらよいのだらうかというところが、少しずつでも明確になっていって、それが当たり前になっていってくれたらよいなというふうに思っています。このヤングケアラーという言葉がトレンドで終わるのではなくて、今を生きている子どもたちが、大人に頼って良かったなというふうに、ちょっとほっとするというような体験を重ねていってもらいたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。事務局の皆様も本当大変な中作成していただいたことと、会議を取り仕切っていただいた岡田委員も本当にありがとうございます。

(議長)

続きまして加藤委員をお願いします。

(加藤専門委員)

はい、まずは委員の皆さんもお疲れ様でございました。ありがとうございます。素敵な会議に参加させていただいて、本当に僕自身も学びになりました。事務局の皆さん、本当にお疲れ様でございました。まずは、良い年越しをして、ゆっくり正月休んでください、まだやるべきことはあるのでしょうかけれども。それで、特に苫小牧市さんに関しては、最初に、しずくさんの田中さんに企画していただいた研修会の中から齋藤さんを初め皆さんにご参加していただいて、並々ならぬ、勉強

するぞという意欲がひしひしと伝わってきておりました。

色々、学校さんとの座談会もさせていただいて、非常に熱い思いが伝わってきて、特に苫小牧市さんに関してはヤングケアラーというところでは、結構ケアラー条例はあちこちあるのですけれども、ヤングケアラーに特化した条例ができたので、それはもう僕らとしても非常に嬉しく思っております。それで、これからまだまだ条例を知ってもらい、私もあちこち行って未だに北海道にケアラー条例あったの？という人は五万といえるのですよね。自分たちが住んでいる土地であったり、住んでいる地域のところにどういう条例があるかというのも分かってない方も結構多いので、それは一番悲しいと思うので、苫小牧市さんに関しては本当に子どもに関連した課だけではなく、ほかの課も含めて総出で子どものことを考える、ちゃんと考える市なのだよということを発信して行くことが大事というふうに思います。

あと最終的なヤングケアラー支援の本質は、大人が肝だと思うのですね。やはり大人が気付いてあげて、大人が支援するというのが肝だと思うので、とにかく先ほど辻川委員も皆さんもおっしゃっていましたが、大人がどうあるべきか、大人がちゃんと知って、子どもから頼られる大人に一人一人の市民になるというのが良い形というふうに思いますので。

これからようやくスタート地点なので、これから色々運営していくと思いますので、何かお力になれることがあったらまた関わらせていただきたいと思いますので。皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございます。

(議長)

続いて千寺丸委員をお願いします。

(千寺丸専門委員)

本当にこのような機会をいただいて、私たち社会福祉協議会としても色々今活動している中で参考になる意見、参考になる言葉、非常にたくさんいただいたことに関して、皆さんに感謝申し上げたいと思っております。また、苫小牧市内で、私たちも今色々なイベントに参加させていただいて、色々な若い方、各企業の方々もこういう子どもたちの支援に対しては非常に重く考えているという部分と協力したいという言葉、非常に多く聞いておりますので、このヤングケアラー支援条例を作った後に色々な活動の中で広めていって、みんなで子どもたちを守っていけるような苫小牧市にしていく、協力していきたいというふうに思っております。苫小牧市、若い方々が本当に熱く考え、熱く思って子どもたちを守っていこうというふうに言ってくれている街なので、ほかの町よりはかなり苫小牧の方が上かなというふうに私も思っています。色々な方々に協力していただきながら、この条例を生かして、一人一人の子ども達を笑顔にさせていきたいと思っておりますので、今後とも私たちも協力できることがあれば何でも協力したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。皆様方もどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

(議長)

続いて北條委員をお願いします。

(北條委員)

本当に様々な分野からの意見等々を取り入れながら条例案、ガイドラインを丁寧に作り込んでいただきまして感謝しております。子どもや家庭の様子に気付ける機関としてしっかり責任を果たしていかなければいけないというふうに思っております。加藤さんや皆さんから学校の大変さにも寄り添っていただきましたけれども、やはり判断がなかなか難しいところもありますので、校内でも一人で抱え込まずに、組織で共有、対応検討をしてこうというように心がけております。

学校としましても市教委や要対協や関係機関と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。色々勉強させていただきましてありがとうございました。

(議長)

続いて辻川委員をお願いします。

(辻川委員)

本当に皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。私は普段、色々な子どもさん達と接していると、原動力が怒りであったりするのです。なんでこんなにこの子を困らせて、今まで周りに関わっていた大人何していたのだろうって。ちょっと怒りが原動力のようなどころがあって、これは良くないと思っています。

支援者同士が揉めていると、子どもが置き去りになってしまうのが目に見えているので、先ほどトラウマインフォームドケアですとかキャップ（CAP）ですとか、アドボケートという横文字を色々使ったのですけれども、こういうものをトータルで表すちょうどよい表現が、子ども真ん中というやつなのだと思うのですよね。ですので、子ども真ん中ということを念頭に置いて、誰も悪者にしないということを私は自分の活動の中で取り組んでいきたいと思いました。ありがとうございました。

(岡田委員（議長）)

最後になりましたけれども、審議会をとおしまして、皆さんから大変多くの意見をいただきまして、このように最終案をまとめることができました。ありがとうございました。苫小牧の地域福祉の目標としましては、「支え合い、助け合いながら共に暮らせる街づくり、みんなの暖かい心で街を包みましょう」という目標があります。この審議の中で、ヤングケアラーのお子さんの気持ちになったり、そのご家庭の気持ちになったり、見守る側の気持ちになったり、委員の皆さんの色々なお考え、お気持ちの中で今回の条例、ガイドラインがまとまったと思います。大変心のこもったガイドライン、条例になったと思います。どうもありがとうございました。

また、事務局には本当に新しい試みということもあり、私たち委員の意見をまとめていただいて、このように最終的な案まで達することができました。本当にお疲れ様でした。どうもありがとうございます。5月から続きました4回の審議会ですけれども、これで最終ということになります。皆様からのご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

事務局のほうにお返しします。

4 閉会

(司会)

岡田部会長ありがとうございました。部会長を始め委員の皆様の活発な議論によりまして、条例案の成案に至ることができました。事務局一同深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして「令和5年度第4回苫小牧市子ども・子育て審議会ヤングケアラー支援条例検討部会」を閉会いたします。お忘れ物などないよう、お気を付けてお帰りください。どうもありがとうございました。